

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料（長期優良住宅建築等計画の認定関係）

令和4年2月20日

◆法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

【新築】

	建築物の床面積の合計	金額（円）	
		確認書等 あり	確認書等 なし
新築 一戸建て住宅	100㎡以内	15,000	47,000
	100㎡を超え 200㎡以内	22,000	71,000
	200㎡を超える	30,000	95,000

※確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しをいう（法第2条第4項に規定する長期使用構造等の基準に適合している旨が明示されていること。）

	床面積の区分	建築物の延べ床面積に対する金額（円）		認定を受けようとする住戸の床面積に対する金額（円）	
		確認書等 あり	確認書等 なし	確認書等 あり	確認書等 なし
新築 共同住宅または長屋住宅	500㎡以内	14,000	66,000	12,000	42,000
	500㎡を超え 1,000㎡以内	22,000	105,000	21,000	69,000
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	42,000	220,000	30,000	123,000
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	59,000	382,000	57,000	229,000
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	74,000	661,000	98,000	379,000
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	131,000	1,217,000	162,000	705,000
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	174,000	1,760,000	199,000	981,000
	30,000㎡を超える	213,000	2,165,000	212,000	1,189,000

※ 手数料 = 建築物の延べ床面積に対する金額 + 認定を受けようとする住戸の床面積に対する金額

【増築または改築】

	建築物の床面積の合計	金額（円）	
		確認書等 あり	確認書等 なし
増改築 一戸建て住宅	100㎡以内	22,000	71,000
	100㎡を超え 200㎡以内	33,000	106,000
	200㎡を超える	44,000	141,000

※確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しをいう（法第2条第4項に規定する長期使用構造等の基準に適合している旨が明示されていること。）

	床面積の区分	建築物の延べ床面積に対する金額（円）		認定を受けようとする住戸の床面積に対する金額（円）	
		確認書等 あり	確認書等 なし	確認書等 あり	確認書等 なし
増改築 共同住宅または長屋住宅	500㎡以内	21,000	99,000	18,000	63,000
	500㎡を超え 1,000㎡以内	32,000	157,000	32,000	103,000
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	63,000	329,000	46,000	184,000
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	88,000	572,000	85,000	342,000
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	111,000	992,000	147,000	568,000
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	196,000	1,824,000	242,000	1,056,000
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	259,000	2,638,000	297,000	1,470,000
	30,000㎡を超える	318,000	3,246,000	317,000	1,782,000

※ 手数料 = 建築物の延べ床面積に対する金額 + 認定を受けようとする住戸の床面積に対する金額

◆法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

・変更に係る部分の床面積の2分の1とし、上記の表による面積区分による手数料とする。（建築基準法による変更の面積算定に準ずる。）

ただし、維持保全・資金計画等にかかる事項のみを変更する場合は、新築1件につき15,000円 増築または改築1件につき→26,000円（法第5条第6項第4号イ、ロ、第5号イ、ロに掲げる事項のみを変更する場合）

◆法第9条の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

・1件につき15,000円

◆法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

・1件につき15,000円

◆法第18条の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料

・1件につき160,000円

◆法第6条第2項の規定に基づく申し出がある場合の手数料

・建築確認申請手数料に見合う手数料として、手数料条例別表第43に定める手数料額が別途必要となる。